

「茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）」に関する意見募集について

茨城県では、今後の気候変動の影響を考慮し、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の2第1項の規定に基づき国が定める「海岸保全基本方針」の一部が変更されたことを踏まえ、同法第2条の3に基づき定めた「茨城沿岸海岸保全基本計画（平成28年3月改訂）」について、有識者等の意見を伺いながら改訂作業を進めています。

つきましては、取りまとめました「茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）」について、下記により広く県民の皆様からのご意見を募集することとしましたので、お知らせします。

1 募集期間

令和8年1月19日（月）～令和8年2月17日（火）

（※郵送の場合は当日消印まで有効とします。）

2 公表する資料

- （1）「茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）」
- （2）「茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）」新旧対照表
- （3）「茨城沿岸海岸保全基本計画」の改訂について（参考資料）

3 資料の閲覧方法

- （1）インターネット
茨城県のホームページにて掲載
- （2）紙による閲覧
茨城県土木部河川課（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 19 階）
茨城県農林水産部林業課（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 18 階）
茨城県農林水産部水産振興課（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 18 階）
茨城県土木部港湾課（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 20 階）
茨城県行政情報センター（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 3 階）
県北県民センター県民福祉課（常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内）
鹿行県民センター県民福祉課（鉾田市鉾田 1367 番 3 鉾田合同庁舎内）
県南県民センター県民福祉課（土浦市真鍋 5 丁目 17 番 26 土浦合同庁舎内）
県西県民センター県民福祉課（筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内）
茨城県立図書館（水戸市三の丸 1 丁目 5-38）
茨城県水戸土木事務所（水戸市柵町 1 丁目 3-1 水戸合同庁舎内）
茨城県常陸大宮土木事務所（常陸大宮市野中町 3083-2）
茨城県潮来土木事務所（潮来市潮来 1086-1）
茨城県高萩工事事務所（高萩市下手綱 1405-2）
茨城県鉾田工事事務所（鉾田市安房 1414）
茨城県茨城港湾事務所（那珂郡東海村照沼 768-47）
茨城県茨城港湾事務所日立港区事業所（日立市久慈町 1 丁目 3-21）
茨城県茨城港湾事務所大洗港区事業所（東茨城郡大洗町港中央 7）
茨城県鹿島港湾事務所（神栖市東深芝 13）

北茨城市役所（北茨城市磯原町磯原 1630 番地）
高萩市役所（高萩市本町 1-100-1）
日立市役所（日立市助川町 1 丁目 1-1）
東海村役場（那珂郡東海村東海 3 丁目 7-1）
ひたちなか市役所（ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番 1 号）
大洗町役場（東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275）
鉾田市役所（鉾田市鉾田 1444 番地 1）
鹿嶋市役所（鹿嶋市平井 1187 番地 1）
神栖市役所（神栖市溝口 4991 番地 5）

4 ご意見の提出方法

（１）記載様式

別紙の意見提出様式に住所、氏名（団体名）、電話番号、年代等を記載してください。）

（２）提出方法

郵送、FAX、電子メール、いばらき電子申請・届出サービスのいずれかの方法で提出してください。

（３）ご意見の送付先

（ア）郵送による場合（※令和 8 年 2 月 17 日消印有効）

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県土木部河川課あて

（イ）FAX による場合（※令和 8 年 2 月 17 日必着）

FAX：029-301-4499・029-301-6356 茨城県土木部河川課あて

（ウ）電子メールによる場合（※令和 8 年 2 月 17 日必着）

E-mail：kasen4@pref.ibaraki.lg.jp 茨城県土木部河川課海岸担当あて

※件名に「茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）への意見」と記載してください。

（エ）いばらき電子申請・届出サービスによる場合（※令和 8 年 2 月 17 日締切）

※以下の URL 又は 2 次元コードからアクセスし、必要事項を入力してください。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=83202

【2 次元コード】



5 注意事項

- (1) 電話でのご意見は受け付けておりません。
- (2) ご意見について、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見の提出は日本語に限らせていただきます。
- (4) 募集期間内に到着しなかったもの、上記の意見提出方法に沿わない形で提出されたものの及び次の内容が含まれるものは、無効といたします。
 - ・個人や特定の団体を誹謗中傷する内容
 - ・個人や特定の団体のプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・法令に反する意見、公序良俗に反する行為又は犯罪的行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- (5) 1つのご意見は、できるだけ200字以内としてください。

6 ご意見に関する取扱い

お寄せいただいたご意見については、当課でとりまとめのうえ、ご意見に対する県の考え方を付して公表するとともに、最終案を作成する参考とさせていただきます。

なお、公表する際には、個人名や法人名は公表しませんが提出された方の住所（市町村名）を公表する場合がございますので、ご承知おき願います。

7 お問い合わせ先

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6
茨城県土木部河川課 海岸グループ
TEL：029-301-4489 FAX：029-301-4499
E-mail：kasen4@pref.ibaraki.lg.jp